

平成 年 月 日 税務署長殿		業種目 事業種目	既況書 要否 別表等	白色申告 一連番号
納税地 電話() -	事業年度(至) 年 月 日	期末現在の資本の金額又は出資金額 円	整理番号	売上金額 兆 十億 百万
法人名 (ふりがな)	同非区分 同族会社 非同族の同族会社 非同族会社	同非区分	申告年月日 年 月 日	申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分
代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	郵便官署消印 確認印	省略 年 月 日
代表者 住所	添付書類 貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	年 月 日	年 月 日	年 月 日

平成 年 月 日

別表等送付要否 否 是

事業年度分の 申告書

平成 年 月 日

(中間申告の場合 平成 年 月 日)
(の計算期間 平成 年 月 日)

所得金額又は欠損金額 (別表四「39の①」)	十億	百万	千	円	01	所得税額等の還付金額 (46)	十億	百万	千	円	10
1						16					
法人税額 (36)又は(37)					03	中間納付額 (14)-(13)					11
2						18					
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「15」+別表六(七)「20」+別表六(八)「21」+別表六(九)「22」+別表六(十)「23」+別表六(十一)「24」+別表六(十二)「25」+別表六(十三)「26」)					04	19					
3						計 (16)+(17)+(18)					
差引法人税額 (2)-(3)					16	20					
リース特別控除取戻税額 (別表六(一)「30」+別表六(二)「29」+別表六(三)「29」+別表六(四)「29」+別表六(五)「29」)					05	21					
4						22					
課税土地譲渡利益金額 (別表三(一)「22」+別表三(二)「23」+別表三(三)「24」)				000	06	23					
5						24					
課税土地譲渡利益金額 同上に対する税額 (38)+(39)+(40)+(41)					07	25					
6						26					
課税留保金額 (別表三(一)「29」)				000	08	27					
7						28					
課税留保金額 同上に対する税額 (別表三(一)「37」)					09	29					
8						30					
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)				00	17	31					
9						32					
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額					11	33					
10						34					
控除税額 (10)-(11)+(44)のうち少ない金額					12	35					
11						36					
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)				00	13	37					
12						38					
中間申告分の法人税額				00	14	39					
13						40					
差引確定/中間申告の場合はその 法人税額とし、マイナスの (13)-(14)場合は、(17)へ記入				00	15	41					
14						42					
法人税額の計算 中小法人の場合 (1)の金額又は800万円×12 相当額のうち少ない金額				000	30	43					
15						44					
所得金額(1) (30)+(31)				000	32	45					
16						46					
所得金額(1) その後の 増減				000	33	47					
17						48					
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)				0	38	49					
18						50					
土地譲渡税額 同上 (別表三(二)「26」)				0	39	51					
19						52					
控除税額の計算 所得税の額等(別表六(一)「23」の計、 +別表六(一)「6」の③、又は別表六 (一)付表「8」若しくは「13」)					42	53					
20						54					
外国税額 (別表六(二)「18」)					43	55					
21						56					
計 (42)+(43)					44	57					
22						58					
控除した金額 (12)					45	59					
23						60					
控除しきれなかった金額 (44)-(45)					46	61					
24						62					
中間配当の 効力発生の日	平成 年 月 日	決算 確定の日	平成 年 月 日			63					

税理士 署名押印

御注意 「30」から「32」までの各欄には、当期末における資本の金額若しくは出資金額が一億円以下の法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人(相互会社を除きます)又は人格のない社団等について記載します。